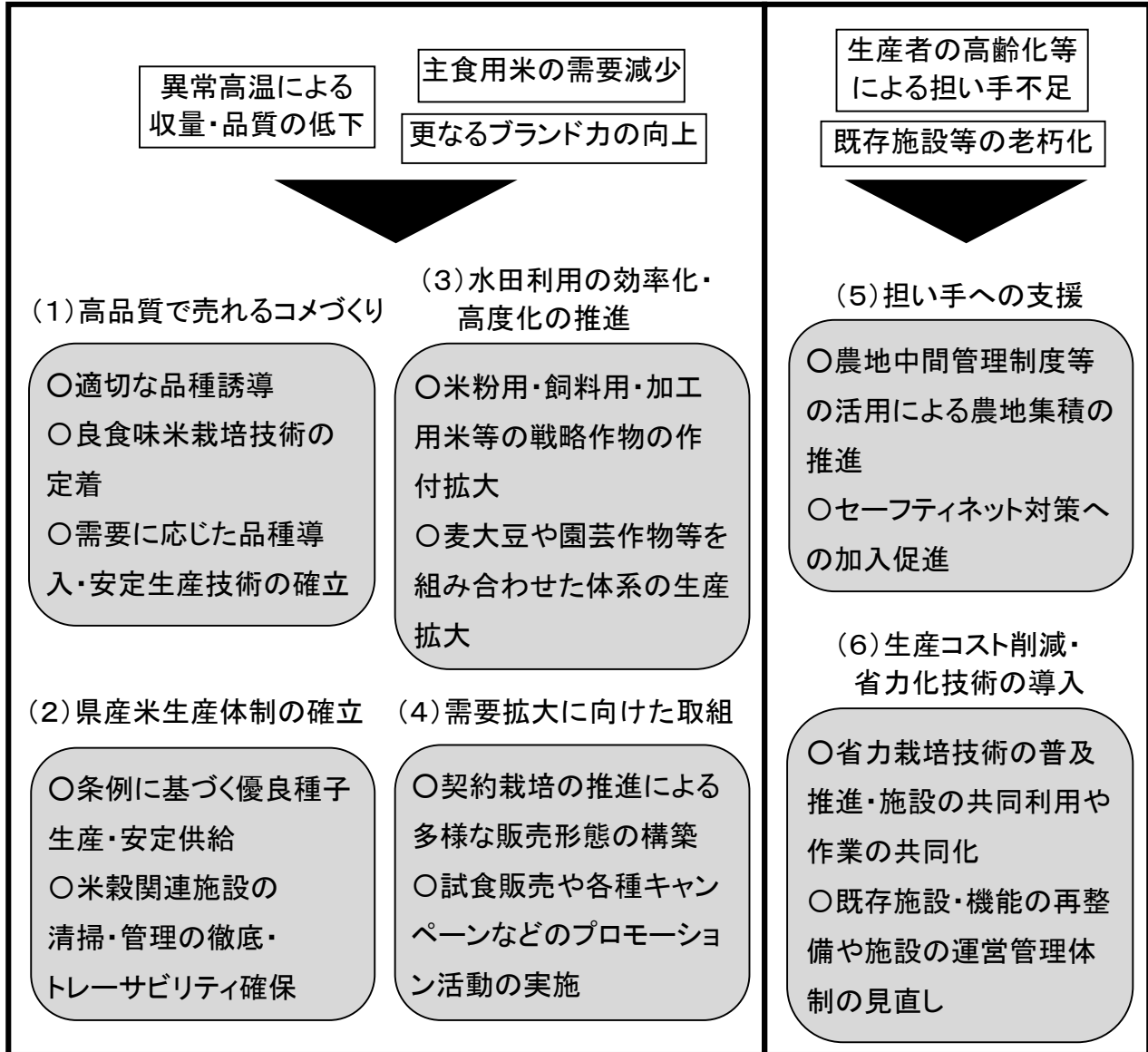


埼玉県産米の生産振興方針

— 本県産米の振興を図るため、今後の米生産の方向性を示す基本的な方針 —

○課題と対策



安全・安心で高品質な県産米の安定供給
需要に応じた米生産者の経営安定と更なる収益向上

埼玉県産米生産振興の基本方針

令和2年3月30日

埼玉県農林部

《米生産の基本方向》

「生産の目安」等に基づき、生産者が自らの経営判断により主食用米及び非主食用米の需要に応じた生産を品質・収量の向上やコスト低減の取組等と併せて行うことで、生産者の収益向上と県民への食糧の安定供給に資することができるような米の生産・流通・販売体制を構築する。

1 埼玉県の米生産の現状と課題

本県において、米は基幹であり、生産者の経営向上や農村地域の発展に係るだけでなく、県民全般に対して安全・安心でおいしい、生活の最も基本的な食料供給を担う重要な作目である。

県内では、4月に移植を行う早期栽培から、小麦収穫後に移植する麦あと栽培までの様々な作期で、地域ごとにそれぞれの地理条件や水利環境等を反映した米生産が行われている。

近年、県オリジナル品種の「彩のきずな」が、(一財)日本穀物検定協会の食味ランキングで「特A」評価を獲得するなど、県産米全体の食味向上が確実に進んでいる。しかし、一部の品種では異常高温による米の収量・品質の低下もみられることから、引き続き高温条件下での安定生産対策を徹底する必要がある。

本県では、消費地に近接する恵まれた立地条件を活かして、各生産者や団体等が多様なルートで米の集荷・販売を行っている。一方、本県は小規模な生産者が多く、米産地としての集荷のまとまりが小さいことなどから、ブランド力を打ち出しにくい状況にある。

また、米の農家数は中小規模の生産者を中心に減少している。一方で、農地中間管理事業の活用等により認定農業者や集落営農組織等の大規模経営体への農地集積が県内各地で進んでいる。今後、県産米の生産が将来に渡って継続されるためには、引き続き地域の中心的な担い手の確保に努めるとともに、こうした担い手の経営がさらに発展するための支援を関係機関が連携して行っていく必要がある。また、県内各地で米関係施設の老朽化が進んでおり、多くの施設で再整備が必要な状況である。

2 県産米を取り巻く情勢

国内の主食用米の需要は、毎年減少しており、人口減や少子高齢化等により今後も更なる減少が予想される。

一方で、社会構造の変化等により消費者ニーズが多様化し、外食・中食向けの業務用米の拡大など、マーケットインの発想を踏まえた米の生産・流通・販売体制の構築が求められている。

また、主食用米の価格は、近年の気象変動により収量が不安定なことなどから、概ね上昇傾向にあるが、国内の米の在庫量は増加しており、今後の価格動向は不透明な状況である。

こうした状況のもと、本県では、米政策改革により廃止された生産数量目標等の配分に代わり、平成30年産から米の用途ごとの目標面積を提示した「生産の目安」を設定し、品質・収量の向上やコスト低減の取組などと併せて、需要に応じた米生産を推進している。

3 課題解決のための具体策

米の需要が全国的に減少する中で、実需者ニーズを的確に把握した米の高品質安定生産を推進して生産者の経営安定と収益向上を図るため、以下の取組を着実に実施するものとする。

(1) ニーズをとらえた高品質で売れるコメづくり

【適切な品種誘導】（別紙1～3参照）

- 需要に対応し、新たな需要の拡大にもつながるような栽培性に優れる新品種を育成し、各地域における適応性を踏まえつつ、現場への普及を図る。
- 現在の作付品種について、消費者・実需者からの需要動向や各産地での生産状況等に関する情報の収集に努め、ニーズに対応した品種の作付誘導を各関係機関や団体とも連携して進める。

【良食味米の安定生産】

- 良食味米栽培技術の定着を図り、「おいしい埼玉の米づくり」を進め、県産米のブランド力を強化する。また、（一財）日本穀物検定協会による「食味ランキング」等の評価も活用し、イメージアップを図る。
- 恒常化する夏期の猛暑に対応するための高温対策技術や、品種ごとの特性を踏まえた適正な病害虫防除の徹底を推進して、県産米の品質・収量の安定を確保する。
- 気象変動に強く、良食味を有する中晩生の県オリジナル新品種を育成し、「彩のきずな」や「彩のかがやき」などの中生・晩生品種との組み合わせによる作期分散を各地で推進し、県産米全体の更なる生産の安定と品質・食味の向上を図る。

【業務用・加工用等の需要への対応】

- 首都圏に位置し精米工場が多く、道路網も発達している本県の特徴を生かし、近年需要が急速に拡大している外食・中食向けの業務用米についても、実需者側のニーズを踏まえた生産拡大を積極的に推進し、県産米全体の需要拡大と生産者の所得向上を図る。
- 栽培性や収量性に優れ、実需者側の用途に適する特性を有する新品種の導入を検討する。
- 酒造好適米の契約数量を確実に生産するための安定生産技術の確立を目指す。

(2) 県産米生産体制の確立

【種子の安定供給及び種子産地強化】

- 県産米の実需者評価向上のため、「埼玉県主要農作物種子条例」に基づく各奨励品種の優良種子生産を計画的に進めるとともに、生産者への種子更新の啓発を強化する。
- 各種子産地において、品種ごとの団地化を推進するとともに、優良種子生産が将来にわたって継続されるよう産地の再編・整備を進める。

【安全・安心な生産体制の構築】

- 水稻収穫後の機械・施設の清掃や地域の複数の乾燥調製施設間での分別管理の徹底、後作ほ場における漏生稲対策の徹底を推進する。
- 米穀等のより適切な管理のため、各地のカントリーエレベーターやライスセンターなどの米穀関連施設において、環境点検を徹底する。

- 農業生産工程管理(GAP)取得や、トレーサビリティ確保のための収穫物の管理や出荷記録の記帳・保管等に取り組む生産者の拡大を支援する。

(3) 水田利用の効率化・高度化の推進

【戦略作物の拡大】

- 米の需要を安定させ、水田の活用を推進する観点から、米粉用米や麦・大豆等の戦略作物の需要に応じた作付拡大に取り組む。なお、取組に当たっては、県内実需者と地域協議会や市町村、JA、大規模農家等との間で十分に連携して拡大を推進することとする。

【米麦二毛作の推進】

- 米麦二毛作が可能な地域においては、麦作付による水田の高度利用を推進する。また、乾田地帯では、麦大豆と組み合わせた体系による生産拡大を進める。
- 地域の状況に応じて、水田の畑地化等により水稲と園芸作物等とを組み合わせた経営の導入についても検討する。

(4) 県産米の需要拡大に向けた取り組み

【安定した販売先の確保】

- 生産者の安定した経営を確保するため、実需者を特定した播種前契約や複数年契約など、契約栽培の積極的な推進を図る。

【直売所等での県産米販売の強化】

- 関係機関で連携して地産地消等の取組を強化し、県内各地の直売所や量販店における県産米の販売拡大を図る。

【プロモーション活動の展開】

- 県内を中心に、県産米の試食販売や各種キャンペーンなどのプロモーション活動を積極的に展開し、県産米のイメージ向上と販売拡大に結び付ける。

(5) 地域の中心となる担い手への支援

【担い手への農地集積の推進】

- 地域ごとに農地中間管理制度の活用等により、中心的な担い手への農地集積を進め、スケールメリットを活かした生産コストの低減や作業の省力化を推進することで、生産者の収益向上を図る。

【経営向上のための支援】

- 自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米の生産・販売を実現できるような生産者の育成を支援するため、米の需要動向や経営所得安定対策等に関するきめ細かな情報提供を行う。また、大規模生産者や集落営農組織等を中心に、経営拡大に必要な施設類の導入についても支援する。

【セーフティネット対策】

- 生産量の減少や販売価格の低下に備え、収入保険または収入減少影響緩和交付金など、生産者の経営形態に応じた各種セーフティネット対策への加入促進を図る。

(6) 経営安定のための生産コスト削減・省力化技術の導入

【省力・低コスト生産技術の導入】

- 農作業の一層の省力化・効率化を図るため、ロボットトラクタやドローンを活用した省力化・安定生産技術等の先端技術を活用することにより、農作業の「省力化」、「効率化」、「見える化」を進め、スマート農業を推進する。
- 水稲直播栽培や肥効調節型肥料などの省力栽培技術の普及を推進するとともに、品種及び主食用・非主食用米を組み合わせた作期分散、農業機械・施設の共同利用や基幹作業の共同化等による作業の省力・低コスト化を推進する。

【既存施設の効率的利用】

- 乾燥調製コストの低減のため、既存施設・機能の再整備や、生産者組織等が中心となった施設の運営管理体制への見直しを進める。さらに、生産者への一部貸出や非主食用米等の増産に対応した施設の汎用化等により施設利用率の向上を図るとともに、老朽化した乾燥調製施設については、国庫事業等を活用した施設の再整備を検討する。

4 推進体制

生産者が自主的な経営判断により展開する営農に対して集落段階、市町村段階、県段階のそれぞれの関係機関・団体が役割に応じた活動により支援していく。

段階	集落段階	市町村段階	県段階	国
取組主体	農家組合 (市町村、JA)	農林振興センター 市町村 (関東農政局) JA 等	県 県域農業団体 関東農政局 等	国
役割	集落座談会 (情報提供・農地集積) 等	経営体育成 農地集積 情報提供 制度周知 生産技術指導 CE・RC活用 直売推進 等	経営体育成 情報提供 制度周知 技術開発・品種育成 生産技術指導 種子供給 生産・販売戦略構築 等	制度設計 予算措置 等

(別紙1) 主食用水稲品種の作付誘導目標

(単位：上段は作付割合%、下段は作付面積 ha)

品種名	令和元年産 作付実績	令和2年産 作付予想	令和3年産 作付目標	令和4年産 作付目標	令和5年産 作付目標	備考
コシヒカリ	(34) 10,900	(33) 10,400	(32) 9,900	(30) 9,500	(29) 9,100	堅実な需要のある良食味米として、生産を継続する。 ただし、高温障害による品質低下の激しい地域や、イネ縞葉枯病の被害が見られる地域では「彩のきずな」への転換を推進する。
キヌヒカリ	(8) 2,400	(7) 2,200	(6) 2,000	(6) 1,800	(5) 1,500	高温耐性や病害虫抵抗性等が劣り、安定生産が課題となっていることから「彩のきずな」への移行を原則とする。
彩のきずな	(16) 5,200	(19) 6,000	(21) 6,700	(23) 7,300	(25) 7,800	栽培性に優れ、高温耐性を持つ極良食味品種。 主に「キヌヒカリ」や一部の「コシヒカリ」からの移行を進める。
彩のかかやき	(32) 10,100	(31) 9,800	(31) 9,800	(31) 9,800	(31) 9,800	県ブランド米の主力品種として、生産を維持する。 ただし、今後の高温障害の発生や実需の動向等を踏まえて、品種の切替えを慎重に検討する。
業務用品種	—	—	(0) 10	(0) 100	(1) 300	今後、本県での生産に適する業務用品種を選定し、需要動向を踏まえた計画的な作付を推進する。
その他	(11) 3,400	(9) 2,800	(9) 2,790	(9) 2,700	(9) 2,700	他の主食用米品種、酒造好適米、もち米等
合計	32,000	31,200	31,200	31,200	31,200	令和元年産は推定値。令和2年産以降は、県水田フル活用ビジョンの作付予定面積や地域ごとの品種動向等から予想した。

※()の作付割合はラウンドのため合計が一致しない場合がある。

（別紙２）品種別の作付方向

品種ごとの方向性は下記のとおりとする。

なお、「彩のきずな」「彩のかがやき」は病虫害複合抵抗性を有し、農薬を減らした栽培が可能であり、栽培指針・栽培の目安に沿った適切な栽培管理を推進する。

基幹品種

（１）コシヒカリ

県南・東部水田地帯では長年生産され、良食味米として堅実な需要がある。

一方、登熟期間の異常高温による品質低下やイネ縞葉枯病による収量減が見られることから、地域の水利条件等を踏まえつつ「彩のきずな」への転換を検討する。

生産を継続する地域については、気象条件に応じた適切な移植期、肥培管理及び適切な病虫害対策による安定生産を推進する。

（２）彩のきずな

県の育成では初めてとなる高温耐性があり、極良食味を有する。

「キヌヒカリ」及び一部の「コシヒカリ」からの転換を進め、計画的に拡大させて販売ロットの確保を図るとともに、引き続き麦あと栽培地域を中心とした普通栽培地域への導入を進める。

（３）彩のかがやき

県東部地域、北埼玉地域を中心に安定した品質・食味と栽培性の高さから水稻作付面積の約 1/3 を占める埼玉県を代表するブランド米となった。

引き続き、県ブランド米の主力品種として生産を維持するが、今後の高温障害の発生や実需の動向等を踏まえ、品種の切替えについても慎重に検討する。

その他品種

（１）キヌヒカリ

普通栽培地帯の良食味米として、地域の消費者から高い評価を受けてきた。しかし、高温耐性や病虫害への抵抗性等に問題があり生産が不安定となっていることから、「彩のきずな」への計画的な移行を進める。

（２）中晩生新品種

従来の中晩生品種「彩のみのり」は高温耐性を有しておらず、生産が安定しないことから、後継となる高温登熟耐性を持つ良食味品種の育成を進め、有望なものの中から普及性の高い品種を導入する。

（３）業務用米品種

業務用米については、近年需要が急速に拡大しており、今後も安定した需要が見込めることから、本県に適した専用品種の選定を早急に進めて、計画的な導入を図る。

（４）特定需要米

「さけ武蔵」やもち米については、それぞれ特定の需要に応じた生産を継続する。

(別紙3) 地域別・作期別の作付方向

本県の米づくりは、地域により4月に移植を行う早期栽培から小麦収穫後に移植する麦あと栽培まで長期にわたる多様な作型が存在している。

県産米のブランド力強化を推進するためには、作付品種を集約してロットを確保し、地域の特徴を活かした生産・販売が必要となる。

なお、品種集約にあたっては、当面は「コシヒカリ」「彩のきずな」「彩のかがやき」を主力品種とし、「キヌヒカリ」は「彩のきずな」へ計画的な移行を進め、各地域で原則として3品種程度に集約する。

1 早期・早植地域

県東・南部水田地帯については、地域ごとの作付時期に応じて「コシヒカリ」「彩のきずな」「彩のかがやき」のいずれかを基幹品種として作付ける。

「彩のかがやき」は近年の異常高温により白未熟粒の発生による品質低下が見られることから、「彩のかがやき」栽培指針に基づき高温障害対策を確実に実施する。

なお、移植時期を移動すると登熟後期の用水が確保できない地域や「コシヒカリ」で高温障害を強く受けている地域については、「彩のきずな」の導入を検討する。

また、担い手の収益を最大化できる効率的な経営とするため、需要に応じた主食用米の生産に加え、新規需要米、加工用米などの非主食用米を適切に組み合わせる。

2 普通栽培地域

県央西部地帯及び県北部畑作地帯では、「彩のかがやき」と「彩のきずな」を基幹品種として作付ける。

なお、需要に応じた主食用米・非主食用米に加え、園芸作物等を適切に組み合わせた体系も考慮する。

3 米麦二毛作地域

県北二毛作地帯では、麦との二毛作を基本とし、基幹品種を「彩のきずな」として、作期分散のため「彩のかがやき」を組み合わせた体系とする。

なお、麦の安定生産のため、麦の収穫作業が終了するまでは、周辺ほ場への湛水は避ける。

また、麦・大豆の二毛作など、作物を適切に組み合わせて水田をフル活用する。

4 山間・山沿地域

秩父地域においては、基幹品種を「キヌヒカリ」から「彩のきずな」へ移行する。